# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	謝金等に係る源泉徴収票等法定調書の作成に関する事 務

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、謝金等に係る源泉徴収票等法定調書の作成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

#### 評価実施機関名

独立行政法人大学改革支援 学位授与機構

### 公表日

令和7年10月15日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務						
①事務の名称	謝金等に係る源泉徴収票等法定調書の作成に関する事務						
②事務の概要	当機構が委嘱した委員や講師等に対し報酬等を支払う際、個人番号の提供を受け、これを記載した法定調書等を作成し、税務署及び市区町村に提出する。番号法第9条第4項の規定のとおり、所得税法等で規定する事務の処理に必要とされる第三者の個人番号を記載した法定調書等の提出事務において個人番号を用いることとなる。						
③システムの名称	マイナンバーシステム						
2. 特定個人情報ファイル:	名						
法定調書作成ファイル							
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第4項						
4. 情報提供ネットワークシ	・ ・ステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢>						
②法令上の根拠							
5. 評価実施機関における	担当部署						
①部署	管理部会計課						
②所属長の役職名	管理部会計課長						
6. 他の評価実施機関							
なし							
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求						
請求先	独立行政法人大学改革支援·学位授与機構 管理部総務企画課 情報公開·個人情報保護窓口 〒187-8587 東京都小平市学園西町1-29-1						
8. 特定個人情報ファイル(	の取扱いに関する問合せ						
連絡先	独立行政法人大学改革支援·学位授与機構 管理部総務企画課 情報公開·個人情報保護窓口 〒187-8587 東京都小平市学園西町1-29-1 Tel 042-307-1512						
9. 規則第9条第2項の適	用 [ ]適用した						
適用した理由							

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	令和7年9月30日 時点					
2. 取扱者	数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[	500人以上	]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満			
		令和7年9月30日 時点						
3. 重大事i	3. 重大事故							
	内に、評価実施機関において特定個人 i重大事故が発生したか	[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし			

## Ⅲ しきい値判断結果

## しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
[ 基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	<u>+</u>
2)又は3)を選択した評価実施 載されている。	施機関については、それぞれ	ル重点項目評(	価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が	記
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネットワークシス	テムを通じた	た入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[ 0 ]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移車	伝(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを	を通じた提供を除く。) [ 〇 ]提供・移転した	ない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[O]接続しない(入手) []接続しない(提	供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[ ]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	その上で、事務に必要のないのみ記入するよう注意書きるまた、マイナンバーシステム・作業者と別の者によるダブル	い情報を入手 記載している への入力にき レチェックを紹	服を入手するため、目的外の入手が行われることはない。 することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目 る。 当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、 なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。 外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えら			

9. 監	査						
実施の	D有無	[	]自己点検	[0]	内部監査	[ ] 外部監査	
10. 初	<b>従業者に対する教育・</b>	啓発					
従業者に対する教育・啓発		[	十分に行ってい	<b>る</b> ]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 🛔	<b>長も優先度が高いと考</b>	えられ	<b>いる対策</b>		[ ]全	項目評価又は重点項目評価	を実施する
<ul> <li>【 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1)目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐・3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> </ul>				クへの対策 対策 (委託や情報提供ネットワークシステムを トの入手が行われるリスクへの対象 は提供が行われるリスクへの対象	通じた提供を除く。)		
当該対策は十分か【再掲】 [ +			十分である	1		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	判断の根拠	バーなった、在への対・特定	き録や副本登録の際 マイナンバー事務で	には、本人かは、上記のほといいても複巻 きるこれでも複巻 きるこれる。 、番号及び本り ある申請書の	らのマイナンか、下記の局 か、下記の局 女人での確認 し情報のデー 呆管		関して手作業が介

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月15日	新様式への変更				令和8年3月31日までの提出・ 公表
令和7年10月15日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り 扱う事務② 3.個人番号の利用 法令上の 根拠		番号法第9条第4項	事後	
令和7年10月15日	Ⅱしきい値判断 1.対象人数 いつの時点の 計測	平成28年8月31日時点	令和7年9月30日時点	事後	
令和7年10月15日	Ⅱしきい値判断 2. 取扱者数 取扱者数	500人未満	500人以上	事後	
令和7年10月15日	II しきい値判断 2. 取扱者数 いつの時点の 計測	平成28年8月31日時点	令和7年9月30日時点	事後	